



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 号外 第 68 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 14

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 12 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第58号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮崎県税条例施行規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付送達)</p> <p>第 17 条 徴税吏員及びその他の職員は、法第 20 条第 2 項又は第 3 項第 1 号の規定によって交付送達を行なった場合は、その交付を受けた者に対し、送達記録書 (別記様式第 25 号) に署名 (記名を含む。以下同じ。) 押印を求めなければならない。この場合において、その者が署名押印しないときは、その理由を附記しなければならない。</p> <p>2 徴税吏員及びその他の職員は、法第 20 条第 3 項第 2 号の規定によって交付送達を行なった場合は、前項の送達記録書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、送達すべき書類の原本に送達の記録を記載し、その交付を受けた者の署名押印を求めることその他必要な事項を記載することによって送達記録書にかえることができる。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第 50 条の 2 [略]</p> <p>2 条例第 31 条の 4 の規定による法人の均等割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、法人県民税減免申請書 (別記様式第 146 号の 2) に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(交付送達)</p> <p>第 17 条 徴税吏員及びその他の職員は、法第 20 条第 2 項又は第 3 項第 1 号の規定によって交付送達を行った場合は、その交付を受けた者に対し、送達記録書 (別記様式第 25 号) に署名 (記名を含む。以下この条において同じ。) を求めなければならない。この場合において、その者が署名しないときは、その理由を付記しなければならない。</p> <p>2 徴税吏員及びその他の職員は、法第 20 条第 3 項第 2 号の規定によって交付送達を行った場合は、前項の送達記録書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、送達すべき書類の原本に送達の記録を記載し、その交付を受けた者の署名を求めることその他必要な事項を記載することによって送達記録書に代えることができる。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第 50 条の 2 [略]</p> <p>2 条例第 31 条の 4 の規定による法人の均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに、法人県民税減免申請書 (別記様式第 146 号の 2) に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>

別記様式第 25 号中

受 取 人 署 名 (記 名) 押 印	を
-----------------------------	---

受 取 人
署 名
(記 名)

に改める。

別記様式第37号の2を次のように改める。

様式第 37 号の 2 (第 23 条関係)

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書
(競争入札参加資格審査申請用)

宮崎県 県税・総務事務所長 殿

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。

住所

氏名

生年月日

電話番号

納税者との関係

住 所 (所在地)	
(フリガナ) 氏 名 又は 法人名及び 代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますので御了承ください。
※ 特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署に御確認ください。

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証 明 書 の 種 類	<input type="checkbox"/> 納税証明 (都道府県)	<input type="checkbox"/> 納税証明 (市区町村)	<input type="checkbox"/> 未納の税額がない証明 (都道府県・市区町村)	<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがない証明 (都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目 (該当する税目にシ点を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 法人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 (種別割) <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 (土地家屋) (東京都 23 区) <input type="checkbox"/> 固定資産税 (償却資産) (東京都 23 区) <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人市区町村民税及び個人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市区町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 (種別割) <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他 ()		
証明を受けようとする地方税等の年度	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと。 自 年 月 日 至 年 月 日
証 明 書 の 申 請 枚 数	枚	枚	枚	枚

備 考 (その他)

※担当部署記載欄

納税証明 (都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計 [内現金 円] 円	確認者	領収担当者印 (サイン)
納税証明 (市区町村)	税目数	年度	枚	円			
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円			
<input type="checkbox"/> 本人確認	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書 (顔写真付) []						確認者

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号 (第26条関係)

相続人代表者指定 (変更) 届出書				
				年 月 日
県税・総務事務所長 殿				
相続人代表者				
住(居)所(所在地)				
氏名 (名称)				
法人番号 <input type="text"/>				
次のとおり相続人の代表者を指定 (変更) しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。				
被相続人	死亡時 住(居)所			
	氏 名	死亡 年月日	年 月 日	
相 続 人	氏 名 (名 称)	住(居)所 (事務所・事業所の所在地)	被相続人 との続柄	相続分
	代表者			
	法人番号 <input type="text"/>			
	代表者以外			
	法人番号 <input type="text"/>			
	代表者以外			
	法人番号 <input type="text"/>			
	代表者以外			
	法人番号 <input type="text"/>			
	代表者以外			
法人番号 <input type="text"/>				
備考				

- 注 1 相続人欄は、それぞれの相続人が署名をしてください。
 2 相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第74号中「占有する」を「占有します」に、

「
 差押財産占有調書謄本を受領しました。
 年 月 日 を
 立会人（ ） ㊟
 」

「
 差押財産占有調書謄本を受領しました。
 年 月 日 に、
 立会人（ ）
 」

「
 差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。
 年 月 日 を
 （ ） ㊟
 」

「
 差押財産占有調書謄本（下記保管者宛て）を受領しました。
 年 月 日 に、「命ずる」を「命じます」に、「通知が
 （ ）
 」

」を「、通知が」に改める。

別記様式第76号中 「
 参加差押財産引受調書謄本を受領しました。
 年 月 日 を
 立会人（ ） ㊟
 」

「
 参加差押財産引受調書謄本を受領しました。
 年 月 日 に、
 立会人（ ）
 」

「
 参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。
 年 月 日 を
 （ ） ㊟
 」

「
 参加差押財産引受調書謄本（下記保管者宛て）を受領しました。
 年 月 日 に改める。
 （ ）
 」

別記様式第78号中 「
 差押財産搬出調書謄本を受領しました。
 （ ） ㊟
 」

「
 差押財産搬出調書謄本を受領しました。
 年 月 日 に、
 （ ）
 」

「
 差押財産搬出調書謄本（保管者あて）を受領しました。
 」

年 月 日 を
() ㊟

「
差押財産搬出調書謄本 (保管者宛て) を受領しました。
年 月 日 に改める。
()

「
別記様式第88号 (その1) 中 上記検索に立ち会い差押調書謄本 (差押書) を受領しました。
年 月 日 を
() ㊟

「
上記検索に立ち会い、差押調書謄本 (差押書) を受領しました。
年 月 日 に、
()

「
差押調書謄本 (検索を受けた者あて) を受領しました。
年 月 日 を
() ㊟

「
差押調書謄本 (検索を受けた者宛て) を受領しました。
年 月 日 に、「命ずる」を「命じます」に、「許可する」を「許可し

ます」に、「上記の財産」を「上記差押調書謄本 (差押書) 記載の差押財産」に改める。

「
別記様式第88号 (その2) 中 差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。
年 月 日 を
() ㊟

「
差押調書謄本 (滞納者宛て) を受領しました。
年 月 日 に、
()

「
債権差押通知書 (第三債務者あて) を受領しました。
年 月 日 を
() ㊟

「
債権差押通知書 (第三債務者宛て) を受領しました。
年 月 日 に改める。
()

「
別記様式第88号 (その3) 中 差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。
年 月 日 を
() ㊟

差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第88号（その4）中

差押書（滞納者あて）を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押書（滞納者宛て）を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第88号（その5）中

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。

年 月 日

に、

()

差押通知書（第三者債務者あて）を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第96号（その1）中

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。

年 月 日

に、

()

債権差押通知書（第三者債務者あて）を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

債権差押通知書 (第三債務者宛て) を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第98号中

取上調書謄本を受領しました。

年 月 日

を

立会人 ()

㊟

取上調書謄本を受領しました。

年 月 日

に、

立会人 ()

取上調書謄本 (処分を受けた者あて) を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

取上調書謄本 (処分を受けた者宛て) を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第99号 (その1) 中

差押書 (滞納者あて) を受領しました。

年 月 日

を

㊟

差押書 (滞納者宛て) を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第 101号 (その1) 中

差押調書謄本 (滞納者あて) を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押調書謄本 (滞納者宛て) を受領しました。

年 月 日

に、

()

差押通知書 (第三債務者あて) を受領しました。

年 月 日

を

()

㊟

差押通知書 (第三債務者宛て) を受領しました。

年 月 日

に改める。

()

別記様式第 125号（その 1）を次のように改める。

様式第125号（その 1）（第43条関係）

受 印	入 札 書							
年 月 日								
県税・総務事務所長 殿								
買受申込者 住（居）所（所在地） 氏 名（名 称）								
公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。								
公 売 財 産	財産番号	買受財産の名称、性質	数 量	単 価 円	入札価額 円			
※ 入札後の処理								
1	見積価額に達し最高価入札につき落札決定したい。	決 裁	所 長	管 理 課 長	納 税 課 長	担 当 リーダー	担当者	
2	見積価額に達したが、他に最高価の入札があったから落札しない。							
3	見積価額に達しない。							

(注意)

- 1 ※印の欄は記載の必要はありません。
- 2 字体は鮮明に、ボールペン等で書いてください。
- 3 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 4 書き間違えた場合は、新たな入札書をお使いください。
- 5 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

別記様式第 133号 (その 1) 中

上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

年 月 日 を

() ㊟

上記の検索に立ち会い、検索調書謄本を受領しました。

年 月 日 に、

()

検索調書謄本 (検索を受けた者宛て) を受領しました。

年 月 日 を

() ㊟

検索調書謄本 (検索を受けた者宛て) を受領しました。

年 月 日 に改める。

()

別記様式第 133号 (その 2) 中

上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

年 月 日 を

() ㊟

上記の検索に立ち会い、検索調書謄本を受領しました。

年 月 日 に、

()

検索調書謄本 (検索を受けた者宛て) を受領しました。

年 月 日 を

() ㊟

検索調書謄本 (検索を受けた者宛て) を受領しました。

年 月 日 に、

()

上記検索調書謄本記載の財産の保管を命じます。

殿

年 月 日 を

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 ㊟

上記検索調書謄本記載の財産の保管を命じます。

殿

年 月 日 に改める。

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 ㊟

上記検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。

別記様式第 133号（その3）中

	年	月	日	を
()			⑩	

」

「

上記の検索に立ち会い、検索調書謄本を受領しました。				
	年	月	日	
()				に、

」

「

検索調書謄本（検索を受けた者宛て）を受領しました。				
	年	月	日	
()			⑩	を

」

「

検索調書謄本（検索を受けた者宛て）を受領しました。				
	年	月	日	
()				に改める。

」

別記様式第 142号中

代表者の氏名	印
--------	---

を

代表者の氏名	
--------	--

に、

」

」

「

関与税理士署名押印
印

を

「

関与税理士署名
に改める。

」

に改める。

」

」

別記様式第 142号の 2 中

代表者の氏名	印
--------	---

を

代表者の氏名	
--------	--

に、

」

」

「

関与税理士署名押印
(TEL)
)印

を

「

関与税理士署名
(TEL)
)に改める。

」

に改める。

」

」

別記様式第 146号の 2 中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

「

別記様式第 161号の 5 中

氏名（名称及び代表者の氏名）	印
----------------	---

を

「
 氏名 (名称及び代表者の氏名)
 」
 に改める。

別記様式第 192号の 3 中
 「
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 印
 」
 を

「
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 」
 に改める。

別記様式第 192号の 4 中「㊟」を削る。

別記様式第 192号の 6 中
 「
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 印
 」
 を

「
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 」
 に改める。

第 2 条 宮崎県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収金の還付又は充当の通知) 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 (1) 法第53条第20項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)の規定によって法人の県民税の中間納付額 (これに係る延滞金を含む。)を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 (2)～(6) [略] 3 [略] (法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知) 第49条の2 所長は、法第53条第42項又は第43項の規定により通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書 (別記様式第 144号の2) によってしなければならない。	(徴収金の還付又は充当の通知) 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 (1) 法第53条第32項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)の規定によって法人の県民税の中間納付額 (これに係る延滞金を含む。)を還付する場合又は当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 (2)～(6) [略] 3 [略] (法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知) 第49条の2 所長は、法第53条第60項又は第61項の規定により通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延長の承認等の通知書 (別記様式第 144号の2) によってなければならない。

別記様式第 5 号 (その 3) 中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別記様式第 142号及び別記様式 142号の 2 を次のように改める。

様式第 142 号 (第 48 条関係)

受付印 年 月 日 殿		法人設立(設置)届		管理番号																			
		ふりがな 法人名																					
		代表者の氏名																					
		法人番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																			
所在地		〒 (TEL - -)																					
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日から 月 日まで																				
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目																					
資本金等の額	円																						
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日																				
	(主たる支店)	〒	年 月 日																				
		〒	年 月 日																				
		〒	年 月 日																				
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2 都道府県 <input type="checkbox"/> 3 都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)																					
申告期限の 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度から 月																					
	事業税	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度から 月																					
<input type="checkbox"/> 通算親法人	<input type="checkbox"/> 通算子法人	通算親法人の最初 年 月 日から 通算事業年度 年 月 日まで 通算子法人適用 年 月 日から 開始事業年度 年 月 日まで																					
通算子法人の場合	通算制度承認年月日 年 月 日																						
	ふりがな 通算親法人名																						
	通算親法人所在地	〒 (TEL - -)																					
関与税理士	氏名																						
	事務所所在地	〒 (TEL - -)																					
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名称																						
	所在地	〒 (TEL - -)																					
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名			廃止した年月日																			
	住所	〒		年 月 日																			

関与税理士署名

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 142 号の 2 (第 48 条関係)

受付印		法 人 異 動 届		管理番号		
年 月 日	殿	ふりがな 法 人 名				
		代表者の氏名				
		法 人 番 号				
		所 在 地	〒 (TEL - -)			
		新	旧	異動年月日		
法人名				年 月 日		
代表者				年 月 日		
本店所在地	〒		〒	年 月 日		
支店等名称				年 月 日		
支店等所在地	〒		〒	年 月 日		
事業年度		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで			
資本金の額又は 出資金の額				年 月 日		
資本金等の額				年 月 日		
事業種目				年 月 日		
その他()				年 月 日		
支店等の設置 又は廃止		名称	所在地	設置・廃止年月日		
			〒	年 月 日		
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無 (有・無)						
合併	合併 法人	法人名				
		所在地	〒 (TEL - -)			
	被合併・被分割法人	法人名				
		所在地	〒			
通算制度の 承認等	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		区分	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。		
	上記区分に該当 することとなっ た事由		<input type="checkbox"/> 通算制度の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有しなくなった。(原因： <input type="checkbox"/> 通算制度の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 通算制度適用の取りやめの承認があった。			
	上記事由が生じた日		年 月 日			
	通算親法人の最初通算事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
	通算子法人適用開始事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
	通算子法人 の場合	通算親法人法人名				
解散	清算人氏名				解散年月日	
	清算人住所	〒 (TEL - -)			年 月 日	
清算終了	解散年月日		残余財産確定の日		清算終了日	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	

関与税理士署名

(TEL

)

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 通算法人となった場合は、通算制度の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 通算法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 144号の 2 中

事業年度
又は連結
事業年度

を

事業年度

に、

法人税法第75条の 2 第 1 項
" 第81条の24第 1 項
法人税法第75条の 2 第 5 項
" 第75条の 2 第 7 項
" 第81条の24第 2 項

を

法人税法第75条の 2 第 1 項

法人税法第75条の 2 第 5 項
" 第75条の 2 第 7 項

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 59 号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 3 条関係）	別表第 1（第 3 条関係）
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(580) [略] (581) <u>長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料</u> (582) <u>長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</u> (583)～(592) [略]	2 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(580) [略] (581) <u>長期優良住宅建築等計画の譲受人決定等に係る変更認定申請手数料</u> (582) <u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料</u> (583)～(592) [略]
3 [略]	3 [略]
4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 40 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(58) [略] (59) <u>銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料</u> (60)・(61) [略] (62)・(63) [略] (64) <u>国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料</u> (65) <u>銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料</u> (66) <u>銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u> (67) <u>猟銃又は空気銃所持許可更新申請手数料</u> (68) [略]	4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 40 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(58) [略] (59) <u>銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u> (60)・(61) [略] (62) <u>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</u> (63)・(64) [略] (65) <u>国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料</u> (66) <u>銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料</u> (67) <u>銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u> (68) <u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ所持許可更新申請手数料</u> (69) [略]

(69) 射撃練習資格認定申請手数料

(70)～(73) [略]

(74)～(115) [略]

5～7 [略]

(70) 猟銃、空気銃又は空気拳銃射撃練習資格認定申請手数料

(71)～(74) [略]

(75) クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

(76)～(117) [略]

5～7 [略]

附 則

この規則中別表第1第2号の改正規定は令和4年2月20日から、同表第4号の改正規定は同年3月15日から施行する。

